

副 本

平成16年（行ウ）第14号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 市民オンブズパーソン栃木 外21名

被告 栃木県知事 福田 富一

答 弁 書

平成17年1月20日

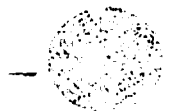
宇都宮地方裁判所第1民事部合議係 御中

〒320-0043 宇都宮市桜4丁目20番15号（送達場所）

被告訴訟代理人弁護士 谷 田 容

電 話 028-625-5756

FAX 028-621-2336



〒320-0037 宇都宮市清住3丁目5番3号

被告訴訟代理人弁護士 白 井 裕

電 話 028-624-0611

FAX 028-624-0650



〒321-0963 宇都宮市南大通り2丁目6番2号

被告訴訟代理人弁護士 船 田 録

電 話 028-633-6808

FAX 028-633-7240



〒320-0042 宇都宮市材木町4番2号

被告訴訟代理人弁護士 平 野 浩



電 話 0 2 8 - 6 3 5 - 2 2 2 1


F A X 0 2 8 - 6 3 5 - 2 2 7 7

〒 3 2 0 - 8 5 0 1 宇都宮市壺田1丁目1番20号

栃木県企画部水資源対策室


被告指定代理人

栃木県事務吏員 大 類 道 夫 

栃木県技術吏員 小 野 崎 忠 

栃木県保健福祉部生活衛生課

被告指定代理人

栃木県技術吏員 小 野 塚 和 康 


同 池 田 雅 之 


同 鈴 木 充 

栃木県土木部河川課

被告指定代理人

栃木県事務吏員 赤 羽 幸 雄 

栃木県技術吏員 毛 部 川 直 文 

栃木県事務吏員 長 谷 川 浩 庸 

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 (本案前の答弁)

- (1) 原告宇賀神妙子の本件訴えを却下する。
- (2) その余の原告らにつき、被告が独立行政法人水資源機構に対し思川開発事業使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める請求(請求の趣旨第2項)に係る本件訴えを却下する。

2 (本案の答弁)

原告らの請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 請求の原因に対する認否

1 第1項

(1)、(2)とも認める。

2 第2項及び第3項

事実関係、法令の適用関係等を調査中であり、追って認否する。

3 第4項

(1) (1)、(2)のア及びウ並びに(3)のアは認める。なお、(1)のイに「第138条の1」とあるが、正しくは「第138条の2」である。

(2) (2)のイは争う。

「水道用水に対する需要が確実に存在し、従ってこれを供給することによって「経済の現実に即応する収入」を算定する」とは、何をもとにいかなる算定をして予算に計上すべきであるというのか、その意味内容が理解できない。そもそも、地方財政法3条2項は年度予算に計上する収入の算定に関する規定なのであり、これを「ダム使用権の設定を申請し、そのために必要とされる負担金を負担、支出する行為」について援用すること自体、誤りである。

(3) (3)のイ及びウは争う。

ダム使用権（これが物権であることは認める。）は、国土交通大臣の設定行為によって発生するものであり（特定多目的ダム法17条）、その設定がなされる前のダム使用権の設定予定者の権利義務（同法4条4項、7条等）は、地方自治法237条1項にいう「財産」ではなく（238条1項の公有財産、239条1項の物品、240条1項の債権、241条1項の基金のいずれにも該当しない。）、地方財政法8条の「財産」、地方自治法242条1項の「財産」というにも当たらないものである。

なお、独立行政法人水資源機構が行う思川開発事業に関しては、「ダム使用権」という概念自体が存在しない（その事業の根拠法である独立行政法人水資源機構法に規定がなく、特定多目的ダム法の準用もない）。

4 第5項

争う。

原告らの主張を精査し、追って反論する。

5 第6項

原告宇賀神妙子につき否認し、その余は認める。

原告宇賀神妙子は、当該住民監査請求を経ていない。

6 第7項

争う。

第3 本案前の答弁の理由

1 原告宇賀神妙子は、第2の第5項で指摘したとおり、住民監査請求を経ていないから、同原告の本件訴えは不適法である（地方自治法242条の2第1項各号列記以外の部分）。

2 第2の第3項(3)に述べたとおり、ダム使用権の設定予定者の権利義務は地方自治法242条1項の「財産」に当たらない。また、思川開発事業に関しては、そもそも「ダム使用権」という概念自体が存在せず、ダム使用権の設定の申請などはなされていないから、「思川開発事業使用権設定申請を取り下げる権利」

なるものも成り立つ余地がない。

したがって、当該「権利」の行使を怠る事実が違法であることの確認を求める請求は、違法確認の対象（地方自治法242条1項の「財産の管理を怠る事実」）を欠くものとして、不適法である。